

## 第 3 回研究会の資料 1 について (補足)

### ドイツ

#### 1-2 差別禁止等枠組みの対象範囲

##### 【障害者の範囲（定義）】

・ハラスメントからの保護の対象には、障害児をもつ親も含まれる。

→ 直接差別についても、同様の取扱い。なお、イギリスにおける差別事案に関し、ロンドン裁判所がヨーロッパ裁判所に「EU指令」の解釈を求めた際、直接差別及びハラスメントからの保護対象に障害児をもつ親も含まれるとの解釈を示しており、この判決は、EU加盟国全てに適用される。

##### 【従業員の範囲】

・労働者、職業訓練にある従業員、経済的な独立性を理由として労働者類似の者とみなされる者（フリーランス）、作業所に従事する障害者

→ 一般平等取扱法の保護対象に「作業所に従事する障害者」も含まれる。

#### 2-1 差別の定義

##### 【合理的配慮の不提供に関する規定】

※合理的配慮の不提供が、差別となるかは不明確。ただし、不提供が金銭賠償の対象となる（民法典を根拠とした損害賠償）

→ ドイツにおいては、差別禁止の取扱いを一般平等取扱法において規定し、合理的配慮（「適切な措置」）の取扱いは社会法典第 9 編に規定している。そのため、合理的配慮の不提供が差別に該当するか否かは不明確であり、また、合理的配慮の不提供に対する不服申立は、差別に関する行政救済機関の「連邦反差別機関」による救済対象外となっており、社会法典第 9 編第 81 条第 3 項に関する事案として、司法救済機関の労働裁判所に申し立てることになる。